

京都府立医科大学附属図書館個人閲覧室利用細則

平成 4 年 5 月 7 日

京都府立医科大学告示第 6 号

改正 平成 12 年 7 月 1 日告示第 7 号

京都府立医科大学附属図書館個人閲覧室利用細則を次のように定める。

京都府立医科大学附属図書館個人閲覧室利用細則

(目的)

第 1 条 この細則は、京都府立医科大学附属図書館利用規則(昭和 48 年京都府立医科大学訓令第 2 号)第 2 条第 2 項の規定により、京都府立医科大学附属図書館個人閲覧室(以下「個人閲覧室」という。)を利用する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の手続)

第 2 条 個人閲覧室を利用しようとする者は、個人閲覧室利用許可申請書(別記様式)を附属図書館長(以下「館長」という。)に提出し、許可を受けなければならない。

(利用期間)

第 3 条 利用者は、6 日間(休館日は含まない。)を限度に個人閲覧室を連続して利用することができる。ただし、館長が必要と認めた場合は、利用を制限することができる。

(予約)

第 4 条 個人閲覧室の利用については、利用しようとする日の属する月の前月の 1 日から予約することができる。

(持込図書等)

第 5 条 個人閲覧室には、学術研究に必要な図書及び機器を、館長の許可を得て、持ち込むことができる。

(利用方法)

第 6 条 個人閲覧室を利用する際は、カウンターで鍵を受け取り、利用後は、消灯等室内を原状に復し、施錠の上、鍵をカウンターに返却しなければならない。

附 則

この告示は、平成 4 年 5 月 8 日から施行する。

附 則(平成 12 年 7 月 1 日訓令第 7 号)

この告示は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。